

Q1 『利用者登録』とは何ですか。

A1 電子申請システムサービスへの登録のことです。手続き申込時に登録した情報が初期表示され、入力を一部省略できます。更に、申込内容の照会について、過去に行った申込情報の確認が一覧で可能となります。

なお、令和6年度介護報酬改定の質問受付の手続きには電子申請システム上の利用者登録は必須ではありません。

Q2 『利用者登録』はした方が良いですか。

A2 どちらでも構いません。利用者登録をしてログインすると、①入力内容を一部省略できる ②申込内容の照会が容易になるといったメリットがあります(ログインをしないと利用者登録が未登録である場合と同様に整理番号とパスワードが必要)。

法人・事業所で多く質問した場合は、一覧で申込状況の確認ができるため利用者登録をすると便利です。

Q3 「入力されたメールアドレスは登録済みです。ログインしてから申し込みを行ってください。」と出てきて次の画面に移動できません。

A3 電子申請システム上の『利用者登録』をしたことがあるメールアドレスを回答返信用メールアドレスとする場合は、「利用者登録せずに申し込む方はこちら」からではなく、必ず「利用者登録がお済みの方」からログインしてください。

「利用者登録せずに申し込む方はこちら」をクリックして手続きを開始し、利用者登録済みのメールアドレスを回答返信用メールアドレスとしようとする場合にこのエラーメッセージが現れます。

Q4 「メールアドレスにはeメールアドレスの形式で入力してください。」と出てきて次の画面に移動できません。

A4 入力したメールアドレスに不備があります。入力ミスがないか確認してください。「.jp」が抜けている、@の前後の部分が未入力である場合などにこのエラーメッセージが現れます。

Q5 整理番号とパスワードは何に使用しますか。控えておいた方が良いですか。

A5 整理番号とパスワードを使うことで申込内容の照会または申込内容の修正を行うことができます(修正は、処理状況が「処理待ち」となっている時のみ可能です)。整理番号とパスワードは、手続き時に入力していただいたアドレス宛てにメールで送付されるので特に控えていただく必要はありません。

Q6 整理番号とパスワードが書かれたメールが届きません。

A6 手続き内で入力していただいたメールアドレスに不備があるためと考えられます。改めて一から手続きをしていただければ結構です。その際には、「備考」の項目に間違いがあった旨を記入してください。

なお、整理番号とパスワードを控えていれば、これらを使うことで申込内容の修正を行うこともできます(修正は、処理状況が「処理待ち」となっている時のみ可能です)。

Q7 質問の手続き後の流れを教えてください。

A7 電子申請システムにて、質問内容を入力し、手続き申し込みをしていただくと事業者へ申込完了メールが自動送付されます。その後、担当部署へ質問内容が転送されます。担当部署にて回答を作成した後、手続き内で入力していただいたメールアドレス宛てに回答を記載したメールを送付します。

Q8 どれくらいで回答は送付されますか。

A8 1週間以内を目途に回答を送付します。事業者から多数質問を受け付けた場合や、厚生労働省等への照会が必要な場合は、更に時間を要することがあります。早急に回答を送付できるよう努めますが、予めご了承ください。

Q9

「申込に関するお知らせがありますので、詳細を申込内容照会より確認してください。」と書かれたメールが届きました。このメールはどのようなものですか。

A9

介護保険課が、①事業者からの質問を確認した場合 ②事業者へ回答を送付した場合に、事業者へこのようなメールが届きます。電子申請システム内の「申込内容照会」にて内容が確認できます。

Q10

質問手続き完了後に、入力した内容の間違いに気がきました。

A10

改めて一から手続きをしていただければ結構です。その際には、「備考」の項目に間違いがあった旨を記入してください。

なお、整理番号とパスワードを使うことで申込内容の修正を行うこともできます(修正は、処理状況が「処理待ち」となっている時のみ可能です)。

Q11

質問手続きが見つかりません。

A11

質問手続きは介護保険事業者向けの手続きであるため、手続き一覧には非表示にしております。介護保険課のページ(ID:1055499)からのみ、アクセスできますので、そちらから手続きをしてください。

利用者登録を行い完了すると電子申請システムのトップページに移動するので、一度介護保険課のページに戻る必要があります。

Q12

電子申請システム以外の方法で質問しても良いですか。

A12

質問回答の流れをスムーズに行うため、電子申請システムによる方法でお願いしています。電子申請システムによる質問のみを受け付けることとしますので、ご協力ください。